

設工認申請書における記載内容の確認結果とその対応について

1. はじめに

加工事業変更許可申請書に基づく設工認申請は、該当する建物・構築物及び設備・機器は多数あり、工事が長期にわたることから、工事を段階的に進めるため、設工認を第1次～第7次の計7回に分割して申請している。先行申請については、認可後、工事を着工しており、工事が完了したものについては、使用前事業者検査を実施している。検査要領書を作成するために、設工認申請書に記載されている検査情報を確認した際に、設工認申請書で記載内容の誤記が認められた。そのため、検査に必要な情報が適切に記載されているかの観点で、設工認申請書の記載について、総点検を実施した。

2. 確認体制、確認方法

(1) 確認体制

設工認申請書の作成は、以下の分担で実施している。

- ・安全法務課 : 一般事項、臨界・遮蔽評価、全体取り纏め
- ・設備技術課 : 建物・構築物、設備・機器の安全設計、工事の方法、検査、適合説明書（添付説明書含む）
- ・安全品質保証課 : 品質マネジメント

また、申請書の作成及び申請書に対する NRA 審査コメントについても、設工認情報共有会議（安全・品質保証部長主催、出席者：生産管理部長、設備技術課長、設工認申請書の作成担当者、専門家を含むチェックメンバー）において、情報の共有化を図るとともに、申請書の内容確認を実施している。

設工認申請（補正申請含む）においては、品質確認委員会（管理総括者主催、出席者：安全・品質保証部長、生産管理部長、安全法務課長、設備技術課長、核燃料取扱主任者、他）において、NRA 審査コメントの反映等、申請書の品質が確保されていることを確認している。

今回、使用前事業者検査に必要な情報が適切に記載されているかの観点で、上記に示す設工認申請体制と同じ体制の下、総点検を実施した。

(2) 確認対象・確認方法

- ・ 確認対象：1次申請書（三原燃第18-0200号、三原燃第18-1160号による軽微な変更）
 - 2次申請書（三原燃第19-0257号）
 - 4次申請書（三原燃第19-0801号、三原燃第19-0857号による軽微な変更）
 - 5次申請書（三原燃第20-0273号）
 - 6次申請書（三原燃第20-0695号）
 - 7次申請書（三原燃第21-0118号）
- なお、3次申請書は新規規制基準対応工事に向けた一部設備の取り外し、建物工事の準備工事であり、工事完成品検査がないため対象外である。
- ・ 確認方法：検査に必要な情報が適切に記載されているのかの観点で、仕様表、材料一覧、添付図における検査項目に係る記載内容（員数、外観、配置、据付、系統、臨界安全、遮蔽、材料、面速、作動）の整合性を確認対象物相互間で確認した。

3. 確認結果

総点検の結果、1次申請、7次申請については申請内容に対して変更が必要な箇所は確認されなかった。

2次申請、4次申請、5次申請、6次申請については1つ目として、今後の検査実施を考慮すると、申請内容に対して補足表記が必要であることが確認された。具体的には2次申請、4次申請、5次申請、6次申請の検査の方法に関わる申請内容に以下表記が必要となる。

<追記する表記>

*材料は強度（機械的強度、耐食性など）が同等以上である相当品を申請内容に含むものとする

なお、1次申請については、上記追記が必要となる箇所はない。また7次申請については対応済である。

申請書における具体的な変更内容を代表例として添付資料-1に示す（既申請内容に対する変更点を朱書き部又は雲マーク部で示す）。

次に2次申請、4次申請、5次申請、6次申請については2つ目として、下記の4種類の記載内容の誤記が確認された。

- ① 材料表と図面、図面間の記載不一致
- ② 員数の内訳の誤記
- ③ 部位名称の不統一
- ④ 配置図の誤記

上記結果の該当箇所、変更内容、適合性評価への影響を表-1に示す。

この確認結果を踏まえ、申請書における具体的な変更内容を添付資料-2に示す（既申請内容に対する変更点を朱書き部又は雲マーク部で示す）。

4. 今後の対応

総点検の結果、確認された記載内容の誤記等については是正する変更を行う。

本変更の理由は、適正な記載とするものであり、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の二の2に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当するため、法律第16条の二の5の規定に基づき届け出するものとする。

以上

表-1 申請書の記載内容に対して変更を行う箇所一覧 (1/2)

#	申請 次数	申請番号	頁	分類	図表番号 及び図表名	変更内容	適合性評価への影響
1	6次	三原燃第 20-0695 号	1304 4923	仕様表 資料 23 設	表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚 燃料物質の最大貯蔵能力及び貯蔵機器の最大貯蔵量	仕上りペレット貯蔵棚員数について、その型別員数(内訳)を表記する欄に(2)110 基、(3)26 基と記載されていたところを(2)88 基、(3)48 基に適正化する。 また、資料 23 設に記載の表中において、仕上りペレット貯蔵棚(前期型)の員数110 基と記載されていたところを88 基、同貯蔵棚(後期型)の員数26 基と記載されていたところを48 基に適正化する。	関連する条項について、設計上、員数総数および型式により評価を行っており、員数の内訳が影響する項目はない。詳細を表-1-1 に示す。
2	6次	三原燃第 20-0695 号	2771	添付図	図イ設-40 混合設備 大型混合装置	大型混合装置の材料一覧(別表イ設-40、p493)では、柱(大型粉末容器充填用架台)の材質を [] と表記している。一方、この該当部を示す図イ設-40(3/4)の注記で、該当部を追加柱(□75×75×3.2: [])と表記している。 材料一覧の表記が正しいため、図イ設-40(3/4)の注記を追加柱(□75×75×3.2: [])に適正化する。	関連する条項について、 [] で評価を実施しているため、影響する項目はない。詳細を表-1-2 に示す。
3	6次	三原燃第 20-0695 号	2933	添付図	図イ設-128 ウラン回収設備 (第1系列)共通架台1 (精製共通架台)	図イ設-128(1/2)の注記で追加柱(□100×100×6: [])と表記している。一方、図イ設-128(2/2)では、当該柱を注記で追加柱(□75×75×3.2: [])と表記している。 後者の表記が正しいため、図イ設-128(1/2)の注記を追加柱(□75×75×3.2: [])に適正化する。	関連する条項について、□75×75×3.2: [] で評価を実施しているため、影響する項目はない。詳細を表-1-3 に示す。
4	6次	三原燃第 20-0695 号	1358 3503 及び 3504	材料一覧 添付図 及び	別表へ設-11 運搬台車 図へ設-11 粉末貯蔵設備 運搬台車(1)~(7)	仕様表(p1247~1249)に記載している『落下防止バー』、『ストッパー』の表記と材料一覧、添付図の用語表記が合わないため、仕様表表記を起点として、材料一覧、添付図の表記を適正化する。 具体的には、 ① 材料一覧の記載で『落下防止棒』を『落下防止バー』に、『落下防止バー』を『落下防止ストッパー』に変更する。 ② 添付図上の記載で『落下防止棒』を『落下防止バー』に、『落下防止バー』を『落下防止ストッパー』に変更する。	関連する条項について、今回該当するのは材料一覧、添付図上の表記名称のみであり、運搬台車の持つ安全機能評価への影響はない。詳細を表-1-4 に示す。
5	6次	三原燃第 20-0695 号	3503 及び 3504	添付図	図へ設-11 粉末貯蔵設備 運搬台車(1)~(7)	図へ設-11(p3503 及び 3504)上で、落下防止バー(今回、落下防止ストッパーに変更)の材質を [] と表記している。 一方、別表へ設-11では、落下防止バー(今回落下防止ストッパーに変更)の材質を [] と表記している。 後者の表記が正しいため、図へ設-11(p3503 及び 3504)上、落下防止バー(今回、落下防止ストッパーに変更)、の材質表記を [] に適正化する。	関連する条項について、落下防止ストッパーの評価は [] で実施しているため、影響する項目はない。詳細を表-1-4 に示す。
6	6次	三原燃第 20-0695 号	2943	添付図	図イ設-133 転換工場 火災説明図	添付図中で、図イ設-89 輸送装置(プロウ)と図イ設-91 仮焼炉(プロウ)が指す位置が入れ替わっている。 図イ設-89 輸送装置(プロウ)が指す位置を図イ設-91 仮焼炉(プロウ)に、図イ設-91 仮焼炉(プロウ)が指す位置を図イ設-89 輸送装置(プロウ)に適正化する。	関連する条項は火災評価であるが、適性化の状態で評価を行っている。なお、火災源と火災防護対象までの距離は必要離隔距離に比べて十分に大きく、火災防護設計に関する安全機能評価への影響はない。詳細を表-1-5,6 に示す。

表-1 申請書の記載内容に対して変更を行う箇所一覧 (2/2)

#	申請 回数	申請番号	頁	分類	図表番号 及び図表名	変更内容	適合性評価への影響
7	5次	三原燃第 20-0273 号	372	添付図	図イ設-1 UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 (1)-A、(1)-B、 (2)-A、(2)-B	図イ系-1 (2/4、3/4) (p365 及び 366) と図イ設-1 で UF ₆ 遮断弁 A と UF ₆ 遮断弁 B の位置関係が異なる。図イ系-1 (2/4、3/4) の位置関係が正しいことから、図イ設-1 において、UF ₆ 遮断弁 A と UF ₆ 遮断弁 B を示す矢印位置を適正化する。	関連する条項について、適性化された状態で評価を行っているため、影響する項目はない。なお、系統構成に関する適正化であるが、インターロック構成は閉じ込め適合性説明書、系統図、インターロック系統図に示すものから変更はなく、機器図上の表記のみの修正であり、UF ₆ 遮断弁の持つ安全機能評価への影響はない。 詳細を表-1-7 に示す。
8	6次	三原燃第 20-0695 号	1978	材料一覧	別表ト設-液 1 転換第 1 廃液貯槽	材料一覧上、はり (転換第 1 廃液貯槽架台) の材質を <input type="text"/> と表記している。一方、この該当部を示す図ト設-液 1(p3793)でははり (転換第 1 廃液貯槽架台) の材質を <input type="text"/> と表記している。 後者の表記が正しいため、材料一覧上のはり (転換第 1 廃液貯槽架台) の材質表記を <input type="text"/> に適正化する。	関連する条項について、 <input type="text"/> で評価を実施しているため、影響する項目はない。 詳細を表-1-8 に示す。
9	6次	三原燃第 20-0695 号	486	材料一覧	別表イ設-35 リサイクル粉受けホッパ	材料一覧上、オイルパン (リサイクル粉スクリーフフィーダ) の材質を <input type="text"/> と表記している。一方、図イ設-35 (p2743) では、オイルパン (リサイクル粉スクリーフフィーダ) の材質を <input type="text"/> と表記している。 後者の表記が正しいため、材料一覧上のオイルパン (リサイクル粉スクリーフフィーダ) の材質表記を <input type="text"/> に適正化する。	関連する条項について、オイルパンの材料は機器図に記載された <input type="text"/> で評価を実施しているため、影響する項目はない。 詳細を表-1-9 に示す。
10	6次	三原燃第 20-0695 号	3575 及び 3576	添付図	図ト配-気 2 気体廃棄設備(2) 機器配置図 (2 階) 気体廃棄設備(2) 機器配置図 (3 階)	図ト系 2-27 (p3692) において逆流防止ダンパ(644) は工場棟成型工場の 2 階機械室に設置する表記としている。一方、その配置を示す配置図上は、 <u>工場棟成型工場の 3 階機械室に設置する表記</u> としている (図ト配-気 2 (3/8) (p3576))。 前者の表記が正しいため、配置図上の逆流防止ダンパ (644)設置位置表記は <u>工場棟成型工場の 2 階機械室に設置する表記</u> に適正化する (図ト配-気 2 (2/8) (p3575))。	関連する条項について、今回該当するのは配置図上の設置位置表記のみであり、気体廃棄設備(2)の持つ安全機能評価への影響はない。 詳細を表-1-10 に示す。

表-1-1 仕上りペレット貯蔵棚の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（仕上りペレット貯蔵棚仕様表（表へ設-38）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照	両タイプの核的制限値は同じであり、員数の内訳を入力としておらず影響ない。
	[4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109)	↑
	[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。	員数の内訳を入力としておらず影響ない。
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	↑
地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {558} 仕上りペレット貯蔵棚 第1類 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)部材： <input type="text"/> 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)アンカーボルト： <input type="text"/> (新規) (1基分) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型)部材： <input type="text"/> 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)部材： <input type="text"/>	員数の内訳を入力としておらず影響ない。なお、各タイプそれぞれ耐震評価を実施している。
閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ストッパー、転倒防止部）。	員数の内訳を入力としておらず影響ない。
火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	↑
溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。	↑
	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位（60mm）より高くする。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	↑
	[99-設 2] 最大貯蔵量： 33,320kgU（245kgU/基 ペレットトレイ×30）	両タイプの貯蔵量は同じであり、員数の内訳を入力としておらず影響ない。

表-1-2 大型混合装置の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（大型混合装置仕様表（表イ設-40）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5（含水率1.6%）以下	鋼材材質を入力としておらず影響ない。
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 （図臨配-2、図臨転-32）	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	↑
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (117) 大型混合装置 第1類 大型混合装置部材： [] 大型混合装置アンカーボルト： [] (新規) 大型粉末容器充填用架台 (1) (2) 部材： [] 大型粉末容器充填用架台 (1) (2) アンカーボルト： [] (新規) (1)8本、(2)8本 金属容器支持架台部材： [] 金属容器支持架台取付ボルト： [] (923) 秤量器 部材： - (高剛性のためボルト評価で代表) 秤量器 アンカーボルト： [] (1基分) 計2基	該当部の評価は [] で実施しており影響はない。
閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（ボルト固定）。	鋼材材質を入力としておらず影響ない。
	[10.1-設53] 大型粉末容器を貯蔵架台に保持する（ピン固定）。	↑
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	該当部の評価は [] で実施しており影響はない。
	[11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。	鋼材材質を入力としておらず影響ない。
溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。	↑
	[12.1-設5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	該当部の評価は [] で実施しており影響はない。
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	↑

表-1-3 共通架台の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（共通架台の親機である原料フードボックス仕様表（表イ設-68）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU以下 ({158}・{159}・{161}・{166}・{167})のウラン取扱量合計で質量制限)	鋼材寸法を入力としておらず影響ない。
	[4.1-設6] 原料フードボックス以降の臨界を防止するため、{160}原料フードボックス質量高インターロックを設置する。	↑
	[4.1-設6] 核的制限値（質量）逸脱を防止するため、{164}溶解槽比重高インターロックを設置する。	↑
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-58)	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{160}質量高インターロック（秤）は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	↑
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {158}原料フードボックス 第2類 原料フードボックスA及び粉末フィーダ部材： [] 原料フードボックスA及び粉末フィーダ取付ボルト： [] 原料フードボックスB部材： [] 原料フードボックスB取付ボルト： [] 原料フードボックスA, B架台部材： [] 原料フードボックスA, B架台取付ボルト： [] {159}粉末フィーダ※2 第2類 ※2：原料フードボックスと一体構造のため、耐震評価は原料フードボックスとして実施。 精製共通架台※3 精製共通架台部材： [] 精製共通架台アンカーボルト： []（新規） ※3：精製共通架台（図イ配-1、図イ設-128）は、複数の設備（{158}・{159}・{160}・{161}・{164}・{165}・{170}・{171}・{186}・{187}）を設置しており、設置設備共通の耐震評価を実施。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。	該当部の評価は□75×75×3.2で実施しており影響はない。
		↑
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。	鋼材寸法を入力としておらず影響ない。
閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。	↑
	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。	↑
	[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。	↑
	[10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。	↑
火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。	↑
	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	↑
	[11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。	↑
溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。	↑
	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
警報設備等	[18.2-設12] 核的制限値（質量）逸脱を防止するため、{160}原料フードボックス質量高インターロックを設置する。	↑
	[18.2-設12] 核的制限値（質量）逸脱を防止するため、{164}溶解槽比重高インターロックを設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	該当部の評価は□75×75×3.2で実施しており影響はない。

表-1-4 運搬台車の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（運搬台車仕様表（表へ設-11）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 （単一ユニット） 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 （複数ユニット） 質量16.0kgU以下/容器 減速度H/U=0.5（含水率1.6%）以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-11参照	落下防止バー、落下防止ストッパーを入力としておらず影響ない。
	[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 （図臨配-2、図臨転-104）	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	↑
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (504)運搬台車 第1類 部材： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> アンカーボルト： <input type="checkbox"/> （新規）（1基分）計7基	↑
閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（落下防止バー）。	落下防止バーの名称の修正であり、安全設計内容を変更するものではないので影響ない。
	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（ストッパー）。	落下防止ストッパーの名称の修正であり、安全設計内容を変更するものではないので影響ない。 また、材質は <input type="checkbox"/> で評価しているので影響はない。
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	落下防止バーと落下防止ストッパーの名称の修正であり、安全設計内容を変更するものではないので影響ない。 落下防止ストッパーは <input type="checkbox"/> で評価しているので影響はない。
溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。	落下防止バー、落下防止ストッパーを入力としておらず影響ない。
	[12.1-設5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。	↑
	[12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.1-設2] 運搬台車からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	↑
	[99-設2] 最大貯蔵量： 2,240kgU（金属容器（粉末）×70又はSUS容器×140）	↑
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	落下防止バーが関係するが、名称の修正であり、安全設計内容を変更するものではないので影響ない。

表-1-5 輸送装置（ブロワ）の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（輸送装置仕様表（表イ設-89）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下	配置（ブロワ配置）を入力としておらず影響ない。
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 （図臨配-2、図臨転-74）	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	↑
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 (195)輸送装置 第1類※1 輸送装置部材： [] 輸送装置取付ボルト： [] 輸送装置架台部材： [] 輸送装置架台取付ボルト： [] ※1：バックアップフィルタ下流側の排気配管系統は第3類とする [197]フードボックス（仮焼炉）※2 第1類 ※2：流動仮焼炉共通架台と一体構造のため、耐震評価は流動仮焼炉共通架台として実施。	↑
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。 [10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ（焼結金属フィルタ）を設置する。
火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。	↑
	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。	↑ 記載適正化後の配置で評価しており、影響はない。
溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。	配置（ブロワ配置）を入力としておらず影響ない。
	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	↑
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	↑

表-1-6 仮焼炉（ブロウ）の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（仮焼炉仕様表（表イ設-91）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下	配置（ブロウ配置）を入力としておらず影響ない。
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 （図臨配-2、図臨転-76）	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要分離距離以上離れた位置に配置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{199}温度高インターロック（温度計）は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	↑
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。	↑
	[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {198}仮焼炉 第1類※1 仮焼炉部材： <input type="text"/> 仮焼炉取付ボルト： <input type="text"/> 仮焼炉架台A部材： <input type="text"/> 仮焼炉架台A取付ボルト： <input type="text"/> 仮焼炉架台B部材： <input type="text"/> 仮焼炉架台B取付ボルト： <input type="text"/> ※1：排ガス冷却装置下流側の排気配管系統は第3類とする	
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。	↑
閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。	↑
	[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。	↑
	[10.1-設6] 過加熱防止のため、{199}仮焼炉温度高インターロックを設置する。	↑
	[10.1-設38] 粉体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。	↑
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	↑
	[11.3-設3] 火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する。	↑
	[11.3-設4] ブロウにオイルパン及び遮熱板を設置する。	記載適正化後の配置で評価しており、影響はない。
溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。	配置（ブロウ配置）を入力としておらず影響ない。
	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
警報設備等	[18.2-設2] 過加熱防止のため、{199}仮焼炉温度高インターロックを設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	↑
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	↑

表-1-7(1/2) 蒸発器の適合性評価 (設計番号) に対する影響評価

技術基準	設計番号 (蒸発器仕様表 (表イ設-1) より抜粋)	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 蒸発器の核的制限値はUF6シリンダで担保する。 (UF6シリンダ) 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088以下	弁位置を入力としておらず影響ない。
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-111)	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。インターロック (温度計、圧力計、電導度計、弁位置検出器) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。インターロック (地震計) は十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	↑
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 (地震インターロックを除く) [6.1-設4] 地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第1類に分類する。 (1) 蒸発器※1、※2 第1類 支持脚部材: [] (新規) 支持脚アンカーボルト: [] (新規) ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 ※2: ペント配管系統は第3類とする (6) 地震インターロック 第1類 地震計部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 地震計アンカーボルト: [] (新規) 制御盤部材: [] (新規) 制御盤アンカーボルト: [] (新規)	弁位置は系統図を正として評価しており、今回の変更による影響はない。
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設2] インターロック回路のうち、アナログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には避雷器を設置する。
閉じ込めの機能	[10.1-設6] 過加熱を防止するため、(3) シリンダ過加熱防止インターロックを設置する。	↑
	[10.1-設8] UF6配管及び脱着式UF6配管は耐腐食性材料を使用する。	↑
	[10.1-設9] UF6を正圧で取り扱う設備・機器は工場棟転換工場原料倉庫に集約設置する。	↑
	[10.1-設10] 地震時のUF6供給を停止する (6) 地震インターロックを設置する (独立二系統)。	弁位置は系統図を正として評価しており、今回の変更による影響はない。
	[10.1-設10] (25) 液貯槽ポンプ停止インターロックを設置する (検出端となる循環ポンプは表イ設-5参照)。	弁位置を入力としておらず影響ない。
	[10.1-設10] (27) 循環貯槽液位低インターロックを設置する。	↑
	[10.1-設12] 第1種压力容器とする。	↑
	[10.1-設13] UF6漏えいを検知するため、(5) UF6漏えい拡大防止 (電導度) インターロックを設置する。	↑
	[10.1-設13] (9) UF6漏えい拡大防止 (HF検知) インターロックを設置する。	弁位置は系統図を正として評価しており、今回の変更による影響はない。
	[10.1-設15] UF6シリンダ及び脱着式UF6配管は蒸発器内に設置する。	弁位置を入力としておらず影響ない。
	[10.1-設15] UF6配管はフードボックス内に設置する。	↑
	[10.1-設18] 防護カバーを設置する。	↑
	[10.1-設19] (10) UF6漏えい警報設備 (フードボックス内) を設置する。	↑
	[10.1-設27] UF6移送ラインを確保するため、(7) シリンダ取外しインターロックを設置する。	↑
	[10.1-設34] 過加熱を防止するため、(4) シリンダ圧力高インターロックを設置する。	↑
[10.1-設38] 気体ウランの逆流を防止するため、窒素ガス配管に逆止弁を設置する。	↑	
[10.1-設45] (6) (621) 地震インターロックに連動し、防護カバーフード部給気口およびフードボックス排気口を閉鎖する。 (独立二系統)	↑	
[10.1-設55] 使用状態において漏えいのない構造とし、使用条件に耐えうる耐圧強度を有する構造とする。	↑	

表-1-7(2/2) 蒸発器の適合性評価 (設計番号) に対する影響評価

技術基準	設計番号 (蒸発器仕様表 (表イ設-1) より抜粋)	評価
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	弁位置を入力としておらず影響ない。
	[11.3-設3] 火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する。	↑
	[11.3-設6] UF6を正圧で取り扱う設備・機器は工場棟転換工場原料倉庫に集約する。	↑
	[11.3-設7] 地震インターロックに係るケーブルは鋼製の管 (厚さ約2mm) に収納する。	↑
溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がないよう堰 (蒸発器) を設置する。	↑
	[12.1-設5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。	↑
	[14.1-設6] UF6を加圧で取り扱う配管破断によりUF6がフードボックス内へ漏えいした状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく、必要な安全機能を発揮できる。(設計基準事故時のUF6温度: 108℃、UF6圧力: 0.407MPaG)	弁位置は系統図を正として評価しており、今回の変更による影響はない。
	[14.1-設8] UF6ガスを取り扱う配管は、ウラン通過部の断面積を()相当)以下とする。	弁位置を入力としておらず影響ない。
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
材料及び構造	[15.1-設1] 使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して十分な強度及び耐食性を有する材料を使用する。	↑
	[15.1-設2] 十分な強度及び耐食性を有する構造とする。	↑
	[15.1-設3] 主要な溶接部は、外観に特異な形状や有害な欠陥がなく、適切な強度を有する構造とする。	↑
	[15.2-設1] 耐圧試験により、変形及び漏えいがないことを確認する。	↑
警報設備等	[18.2-設2] 過加熱を防止するため、(3) シリンダ過加熱防止インターロックを設置する。	↑
	[18.2-設3] UF6漏えいを検知するため、(5) UF6漏えい拡大防止 (電導度) インターロックを設置する。	↑
	[18.2-設3] (9) UF6漏えい拡大防止 (HF検知) インターロックを設置する。	弁位置は系統図を正として評価しており、今回の変更による影響はない。
	[18.2-設4] 地震時のUF6供給を停止する(6) 地震インターロックを設置する (独立二系統)。	↑
	[18.2-設4] (25) 液貯槽ポンプ停止インターロックを設置する。	弁位置を入力としておらず影響ない。
	[18.2-設4] (27) 循環貯槽液位低インターロックを設置する。	↑
	[18.2-設5] (6) (621) 地震インターロックに連動し、防護カバーフード部の給気口およびフードボックス排気口を閉鎖する (独立二系統)。	↑
	[18.2-設7] 過加熱を防止するため、(4) シリンダ圧力高インターロックを設置する。	↑
	[18.2-設9] UF6移送ラインを確保するため、(7) シリンダ取外しインターロックを設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	弁位置は系統図を正として評価しており、今回の変更による影響はない。
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐える防護カバー内に設置する。	弁位置を入力としておらず影響ない。

表-1-8 転換第1廃液貯槽の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（転換第1廃液貯槽仕様表（表ト設-液1）より抜粋）	評価
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{708}液位高警報設備（液位計）は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。	鋼材材質を入力としておらず影響はない。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設6] {708}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。	該当部の評価は <input type="checkbox"/> で実施しており影響はない。
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。	鋼材材質を入力としておらず影響はない。
閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。	↑
	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第19-0801号 図り建-50参照）。	↑
	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。	該当部の鋼材材質を入力としておらず影響はない。
	[10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{714}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。	鋼材材質を入力としておらず影響はない。
火災等による損傷の防止	[10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708}液位高警報設備を設置する。	↑
	[11.3-設2] 主要な構造物には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。 [11.3-設4] オイルパンを設置する。	該当部の評価は <input type="checkbox"/> で実施しており影響はない。 該当部の鋼材材質を入力としておらず影響はない。
溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	鋼材材質を入力としておらず影響はない。
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する(表り設-2参照)。	↑
	[18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708}液位高警報設備を設置する。	↑
	[18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{714}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。	↑
廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。	↑
	[20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708}液位高警報設備を設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	該当部の評価は <input type="checkbox"/> で実施しており影響はない。

表-1-9 リサイクル粉受けホップの適合性評価（設計番号）に対する影響評価

	設計番号（リサイクル粉受けホップ仕様表（表イ設-35）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下	オイルパン材質を入力としておらず影響ない。
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 （図臨配-2、図臨転-28）	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	↑
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [90] リサイクル粉受けホップ(1) 第1類 リサイクル粉受けホップ(1)部材： [] リサイクル粉受けホップ(1)取付ボルト： [] リサイクル粉受けホップ架台(1)部材： [] リサイクル粉受けホップ架台(1)取付ボルト： [] [90] リサイクル粉受けホップ(2) 第1類 リサイクル粉受けホップ(2)部材： [] リサイクル粉受けホップ(2)取付ボルト： [] リサイクル粉受けホップ架台(2)部材： [] リサイクル粉受けホップ架台(2)取付ボルト： [] [91] リサイクル粉スクリーフイーダ(1) 第1類 部材： [] 取付ボルト： [] [91] リサイクル粉スクリーフイーダ(2) 第1類 部材： [] 取付ボルト： [] (新規)	↑
	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。	↑
閉じ込めの機能	[10.1-設38] 粉体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。	↑
	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	該当部の評価は[]で実施しており影響はない。
火災等による損傷の防止	[11.3-設4] オイルパンを設置する。	↑
	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。	オイルパン材質を入力としておらず影響ない。
溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
安全機能を有する施設	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	↑

表-1-10 逆流防止ダンパの適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（逆流防止ダンパ仕様表（表ト設一気35）より抜粋）	評価
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場及び放射線管理棟に設置する。	設置する階による影響はない。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 [644] 給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）※1 第1類 ※1：ダクトの一部（質点）として評価している	該当部は上層階の支持間隔を用いて評価しており影響はない。
閉じ込めの機能	[10.1-設79] 屋外境界形成のため、逆流防止ダンパを設置する。	設置する階による影響はない。
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。 [11.3-設20] 屋外との火災区域境界構成のため、板厚1.5mm以上の逆流防止ダンパ（屋外境界）を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
廃棄施設	[20.1-設72] 気体廃棄物の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。	↑
換気設備	[23.1-設2] 気体廃棄物の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所に設置する逆流防止ダンパに接続するダクトは、落下防止のため、支持構造物に固縛する。	該当部は上層階の支持間隔を用いて評価しており影響はない。 屋根損傷がないところに設置されるため、該当部は影響はない。

添付資料-1

変更内容の一例

表1-3-1 付属建物シリンドラ洗浄棟の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目		検査の方法	判定基準	
	検査①	検査②			
1-a. 外壁更新	材料	材料	『メーカー仕様書』により確認する。	ロックウールの材質が申請内容のとおりであること。	
		寸法	ロックウールの嵩比重を『メーカー仕様書』により確認する。	ロックウールの嵩比重が申請内容のとおりであること。	
	材料	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	材料	材料	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	寸法	寸法	ロックウールの加工厚さを施工業者の品質記録により確認する。	ロックウールの加工厚さが申請内容のとおりであること。	
		配置	サイディングの配置を施工業者の施工記録と目視により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	
	据付	据付	サイディングにロックウールが施工されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングにロックウールが申請内容のとおりに施工されていること。	
		外観	サイディング及びびロックウールに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディング及びびロックウールに有害な傷及び変形がないこと。	
	1-b. 鉄扉新設	材料	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉄扉の外形寸法及び厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の外形寸法及び厚み寸法が申請内容のとおりであること。
据付		据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。	
材料		材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
据付		据付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。	
材料		材料	シャッター補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	シャッター補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	シャッター補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	シャッター補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
据付		据付	シャッター補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッター補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	シャッター及びびシャッター補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッター及びびシャッター補強材に有害な傷及び変形がないこと。	
品質マネジメントシステムに係る検査				設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。	

表1-3-1 付属建物シリンダ洗浄棟の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準		
1-a. 外壁更新	検査①	材料	ロックウールの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	ロックウールの材質が申請内容のとおりであること。 ロックウールが不燃性材料であること。	
		寸法	ロックウールの嵩比重を『メーカー仕様書』により確認する。	ロックウールの嵩比重が申請内容のとおりであること。	
	検査②	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。*	
		寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	材料	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。*	
		寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④	寸法	ロックウールの加工厚さを施工業者の品質記録により確認する。	ロックウールの加工厚さが申請内容のとおりであること。	
		配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	
	1-b. 鉄扉新設	検査①	据付	サイディングにロックウールが施工されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングにロックウールが申請内容のとおり施工されていること。
			外観	サイディング及びロックウールに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディング及びロックウールに有害な傷及び変形がないこと。
			材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。*
		寸法	鉄扉の外形寸法及び厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の外形寸法及び厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
検査②	据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。		
	外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。		
1-c. 鉄扉及びシャッター補強	検査①	材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。*	
		寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	据付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。	
	検査③	材料	シャッター補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	シャッター補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。*	
		寸法	シャッター補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	シャッター補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④	据付	シャッター補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッター補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	シャッター及びシャッター補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッター及びシャッター補強材に有害な傷及び変形がないこと。	
	品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。	

*材料は強度（機械的強度、耐食性など）が同等以上である相当品を申請内容に含むものとする

表1-3-2 工場棟転換工場の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準	
2-a. 鉄扉新設	検査①	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	
		寸法	鉄扉の外形寸法及び厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	
	検査②	据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	
		外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	
	2-b. 3階フィリタ室床の検査	検査①	材料	鉄筋の材質、強度を記録により確認する。
				鉄骨の材質、強度を記録により確認する。
			コンクリートの強度を記録により確認する。	
寸法			鉄骨の断面寸法を記録により確認する。	
品質マネジメントシステムに係る検査	検査①	外観	フィリタ室床表面に有害な傷及び変形がないこと。	
			設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。	
			設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。	
			設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。	

表1-3-2 工場棟転換工場の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準	
2-a. 鉄扉新設	検査①	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉が不燃性材料であること。*	
		寸法	鉄扉の外形寸法及び厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法及び厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	
		外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。	
		材料	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。	
	2-b. 3階フィリタ室床の検査	検査①	材料	鉄筋の材質、強度を記録により確認する。 鉄骨の材質、強度を記録により確認する。 コンクリートの強度を記録により確認する。 鉄骨の断面寸法を記録により確認する。
			寸法	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。*
			外観	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 フィリタ室床表面に有害な傷及び変形がないこと。
			材料	フィリタ室床表面に有害な傷及び変形がないこと。
			寸法	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。		

*材料は強度（機械的強度、耐食性など）が同等以上である相当品を申請内容に含むものとする

添付資料-2

表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{558} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚 (前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚 (後期型)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・ 耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・ 転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・ 耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・ 転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。
員数		1 式 (1) 10 基 (2) 110 基 (3) 26 基
一般仕様	型式	ローラーコンベア式
	主要な構造材	別表へ設-38
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{558} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)





事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{558} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚 (前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚 (後期型)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。
員数		1 式 (1) 10 基 (2) 88 基 (3) 48 基
一般仕様	型式	ローラーコンベア式
	主要な構造材	別表へ設-38
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2)  (3) 
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{558} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

燃料物質の最大貯蔵能力及び貯蔵機器の最大貯蔵量 (3/4)

核燃料物質の 状態	建物名	区分	部屋名	最大 貯蔵能力	機器名	最大貯蔵量						
						機器単位	員数					
ウランペレット	工場棟	成型工場	ペレット加工室	7 tonU	{546} 庄粉ペレット一時貯蔵棚(1)	1,332 kgU/基	1 基					
					{546} 庄粉ペレット一時貯蔵棚(2)	444 kgU/基	1 基					
					{546} 庄粉ペレット一時貯蔵棚(3)	511 kgU/基	1 基					
					{550} 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	1,451 kgU/基	1 基					
					{550} 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	563 kgU/基	1 基					
					{550} 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	511 kgU/基	1 基					
					{554} スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(1)	178 kgU/基	1 基					
					{554} スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(2)	178 kgU/基	1 基					
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	245 kgU/基	1 基					
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(2)	245 kgU/基	1 基					
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(3)	245 kgU/基	1 基					
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(4)	245 kgU/基	1 基					
					{558} 仕上りペレット貯蔵棚(前期型)	245 kgU/基	110 基					
					{558} 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)	245 kgU/基	26 基					
燃料棒	燃料棒補修室 燃料棒検査室	組立工場	燃料棒補修室 燃料棒検査室	1 tonU 46 tonU	{562} 余剰ペレット貯蔵棚(1)	781 kgU/基	1 基					
					{562} 余剰ペレット貯蔵棚(2)	781 kgU/基	1 基					
					{562} 余剰ペレット貯蔵棚(3)	781 kgU/基	1 基					
					{562} 余剰ペレット貯蔵棚(4)	781 kgU/基	1 基					
					{579} 燃料棒一時貯蔵棚	881 kgU/基	1 基					
					{581} 燃料棒一時貯蔵棚	881 kgU/基	1 基					
					{584} 燃料棒貯蔵棚(1)	22,551 kgU/基	1 基					
					{584} 燃料棒貯蔵棚(2)	22,551 kgU/基	1 基					
											33,320 kgU	
											3,124 kgU	
						881 kgU						
						45,983 kgU						
						2,287 kgU						
						2,525 kgU						
						980 kgU						
						356 kgU						

燃料物質の最大貯蔵能力及び貯蔵機器の最大貯蔵量 (3/4)

核燃料物質の 状態	建物名	区分	部屋名	最大 貯蔵能力	機器名	最大貯蔵量	
						機器単位	員数
ウランペレット	工場棟	成型工場	ペレット加工室	7 tonU	{546}圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)	1,332 kgU/基	1 基
					{546}圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)	444 kgU/基	1 基
					{546}圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	511 kgU/基	1 基
					{550}焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	1,451 kgU/基	1 基
					{550}焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	563 kgU/基	1 基
					{550}焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	511 kgU/基	1 基
					{554}スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(1)	178 kgU/基	1 基
					{554}スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(2)	178 kgU/基	1 基
					{557}仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	245 kgU/基	1 基
					{557}仕上りペレット一時貯蔵棚(2)	245 kgU/基	1 基
					{557}仕上りペレット一時貯蔵棚(3)	245 kgU/基	1 基
					{557}仕上りペレット一時貯蔵棚(4)	245 kgU/基	1 基
					{558}仕上りペレット貯蔵棚(前期型)	245 kgU/基	88 基
					{558}仕上りペレット貯蔵棚(後期型)	245 kgU/基	48 基
燃料棒	燃料棒補修室 燃料棒検査室	組立工場	燃料棒補修室 燃料棒検査室	1 tonU 46 tonU	{562}余剰ペレット貯蔵棚(1)	781 kgU/基	1 基
					{562}余剰ペレット貯蔵棚(2)	781 kgU/基	1 基
					{562}余剰ペレット貯蔵棚(3)	781 kgU/基	1 基
					{562}余剰ペレット貯蔵棚(4)	781 kgU/基	1 基
					{579}燃料棒一時貯蔵棚	881 kgU/基	1 基
					{581}燃料棒一時貯蔵棚	881 kgU/基	1 基
					{584}燃料棒貯蔵棚(1)	22,551 kgU/基	1 基
					{584}燃料棒貯蔵棚(2)	22,551 kgU/基	1 基
						合計	2,287 kgU
							2,525 kgU
							356 kgU
							980 kgU
							33,320 kgU
							3,124 kgU
							881 kgU
							45,983 kgU

	<p>*1: 溢水水位 (床面より160mm) *6: 開口部がない構造であり、 溢水は浸入しない *7: ウラン粉末を充填した容器は、台車を使用して、 大型混合装置または貯蔵施設へ運搬する。</p> <p>  : 追加柱 (□75×75×3.2: <input type="text"/>) (ベースプレート 9mm: <input type="text"/>)  : 追加梁 (H100×50×5×7: <input type="text"/>)  : ウランが滞留する部分 </p> <p style="text-align: right;">単位: mm</p>			
	<p>  充填用梁台(1)(2) </p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>混合設備 大型混合装置</td> </tr> <tr> <td>図 番</td> <td>図イ設-40(3/4)</td> </tr> </table>	名 称	混合設備 大型混合装置	図 番
名 称	混合設備 大型混合装置			
図 番	図イ設-40(3/4)			
<p style="text-align: center;">大型粉末容器充填用梁台(1)(2)</p> <p style="text-align: right;">工場棟 転換工場</p>				

	混合設備 大型混合装置		工場棟 転換工場
	名称	図番	
	大型粉末容器充填用架台(1)(2)		図1設-40(3/4)

	ウラン回収設備(第1系列)共通架台1 (精製共通架台)	
	名称	図番
	工場棟	転換工場
	図イ設-128(1/2)	
単位：mm		

	ウラン回収設備(第1系列)共通架台1 (精製共通架台)		工場棟 転換工場
	名称	図イ設-128(1/2)	

別表へ設-11 運搬台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
運搬台車(1)～(7)	主要な構造材	柱 (運搬台車(1)～(7)) はり (運搬台車(1)～(7))	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト (運搬台車(1)～(7)) 落下防止バー 落下防止棒 ストッパー	

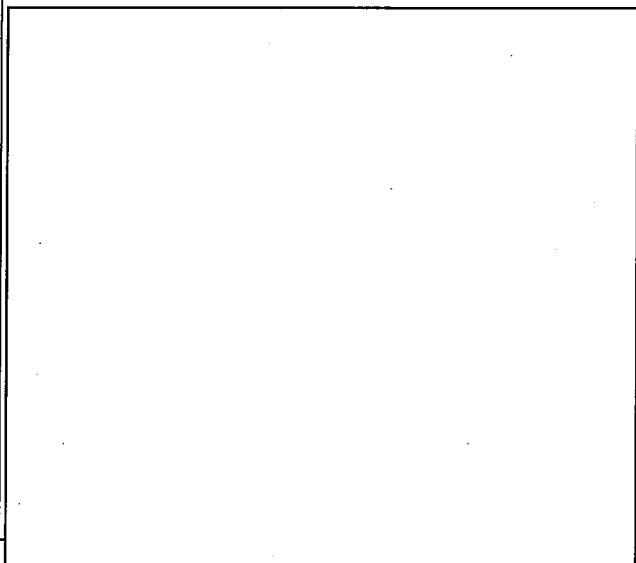
事業許可との対応：{504}

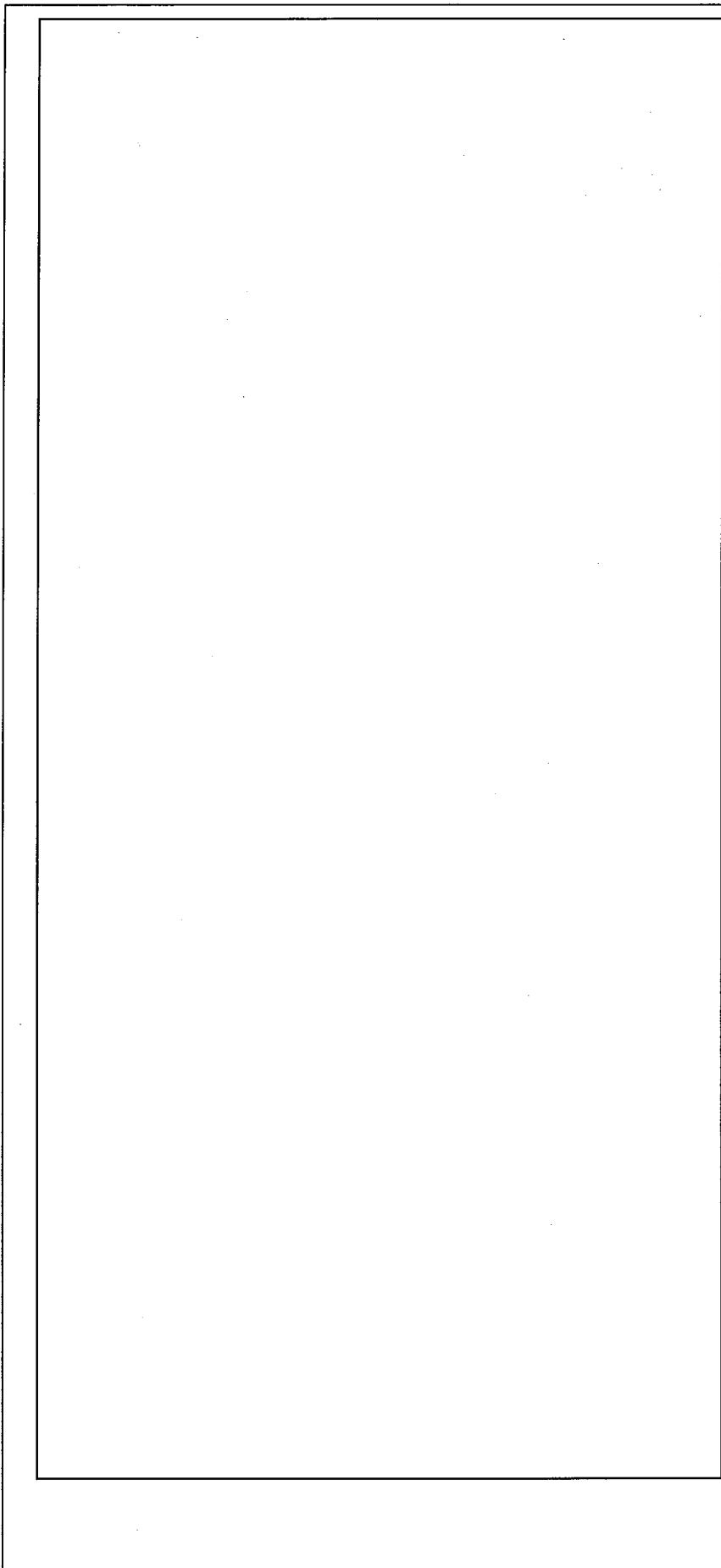
別表へ設-11 運搬台車 材料一覧

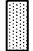
機器名	部位	部位名	材料
運搬台車(1)～(7)	主要な構造材	柱 (運搬台車(1)～(7)) はり (運搬台車(1)～(7))	[Redacted]
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト (運搬台車(1)～(7)) 落下防止ストッパー 落下防止バー ストッパー	

事業許可との対応：{504}

No.	安全機能を有する施設名称	基敬
(504)	運搬台車	7
<p>：形状寸法制限（直径251mm以下）</p> <p>：容器の落下防止（φ 12mm以上）</p> <p>：竜巻対策 （205mm以下：隙間から容器が飛び出さないよう間仕切り）</p> <p>：竜巻対策（L30×30×3 以上）</p> <p>：溢水水位（床面より160mm）</p> <p>：容器間隔305mm以上</p> <p>：床との間隔200mm以上 単位：mm</p>		
名称	粉末貯蔵設備 運搬台車(1)～(7)	
図番	図へ設-11(1/2)	工場棟 転換工場

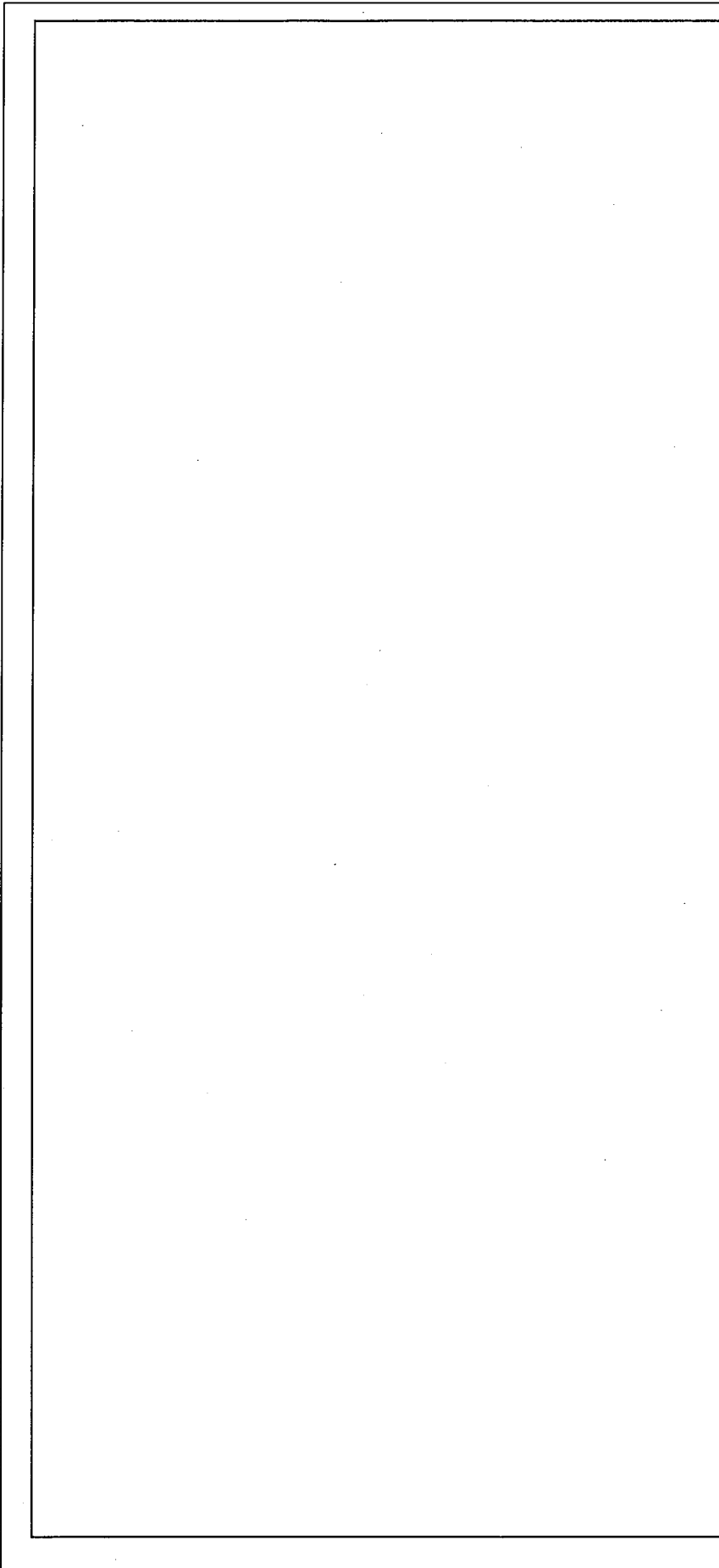
No.	安全機能を有する施設名称	基数
(504)	運搬台車	7
		
<p> : 形状寸法制限 (直径251mm以下) : 容器の落下防止 (φ 12mm以上) : 竜巻対策 (205mm以下: 隙間から容器が飛び出さないよう間仕切り) : 竜巻対策 (L30×30×3 以上) : 溢水水位 (床面より 160mm) : 容器間隔305mm以上 : 床との間隔200mm以上 単位: mm </p>		
名	粉末貯蔵設備	
称	運搬台車(1)～(7)	
図	図へ設-11 (1/2)	工場棟 転換工場
番		



- *1 : 形状寸法制限 (直径251mm以下)
- *2 : 容器の落下防止 (φ 12mm以上)
- *8 : 容器の落下防止
-  : ウランが滞留する部分

単位 : mm


名称	粉末貯蔵設備 運搬台車(1)~(7)	
図番	図へ設-11(2/2)	工場棟 転換工場



*1 : 形状寸法制限 (直径251mm以下)

*2 : 容器の落下防止 (φ 12mm以上)

*8 : 容器の落下防止

 : ウランが滞留する部分

単位 : mm

名称	粉未貯蔵設備 運搬台車(1)～(7)	工場棟 転換工場
図番	図へ設-11 (2/2)	

<div style="border: 1px solid black; width: 95%; margin: 5px auto; height: 780px;"></div>	名称 図番	転換工場 火災説明図 図イ設-133(2/4)	工場棟 転換工場
	* 必要距離 : 4.4m * 必要距離 : 4.9m		

<div style="border: 1px solid black; width: 95%; margin: 5px auto; height: 95%;"></div>	名称	転換工場 火災説明図	工場棟 転換工場
	図番	図1設-133(2/4)	

※必要距離設置：49mm

※必要距離設置：44mm

#7_変更前

No.	安全機能を有する施設名称 *12	基数
{1}	蒸発器	4
{3}	シリンダ過加熱防止インターロック	-
{4}	シリンダ圧力高インターロック	-
{5}	UF ₆ 漏えい拡大防止(電導度)インターロック	-

*8
*8
*8

内は、耐震計算書の部位名称を示す
 ()内は、耐圧強度計算に用いる値を示す

名	UF ₆ 蒸発・加水分解設備	
称	蒸発器 (1)-A、(1)-B、(2)-A、(2)-B	
図	図イ設-1(1/4)	工場棟
番		転換工場

注) 機能・性能に係る事項は次回以降申請 単位：mm

#7_変更後

No.	安全機能を有する施設名称 *12	基数
{1}	蒸発器	4
{3}	シリンダ過加熱防止インターロック	-
{4}	シリンダ圧力高インターロック	-
{5}	UF ₆ 漏えい拡大防止(電導度)インターロック	-

*8
*8
*8

内は、耐震計算書の部位名称を示す
内は、耐圧強度計算に用いる値を示す

名称	UF ₆ 蒸発・加水分解設備	
	蒸発器 (1)-A、(1)-B、(2)-A、(2)-B	
図番	図イ設-1(1/4)	工場棟 転換工場

注) 機能・性能に係る事項は次回以降申請

単位：mm

別表ト設一液1 転換第1廃液貯槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
転換第1廃液貯槽	主要な構造材	柱(転換第1廃液貯槽)	
		柱(転換第1廃液貯槽架台) はり(転換第1廃液貯槽架台)	
	廃液と接触する部位	転換第1廃液貯槽本体 配管 廃液送液ポンプ	
その他	アンカーボルト(転換第1廃液貯槽架台)		
	取付ボルト(転換第1廃液貯槽)		
	金属製カバー		
	液位計(接液部) オイルパン		

事業許可との対応：{707}, {708}

*1:金属製カバーで覆う設計としているため、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液1 転換第1廃液貯槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
転換第1廃液貯槽	主要な構造材	柱(転換第1廃液貯槽) 柱(転換第1廃液貯槽架台) はり(転換第1廃液貯槽架台)	
	廃液と接触する部位	転換第1廃液貯槽本体 配管 廃液送液ポンプ	
	その他	アンカーボルト(転換第1廃液貯槽架台) 取付ボルト(転換第1廃液貯槽) 金属製カバー 液位計(接液部) オイルパン	

事業許可との対応：{707}, {708}

*1: 金属製カバーで覆う設計としているため、火災の発生源となることはない。

別表イ設-35 リサイクル粉受けホッパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
リサイクル粉受けホッパ(1) リサイクル粉受けホッパ(2)	主要な構造材	柱(リサイクル粉受けホッパ) 柱(リサイクル粉受けホッパ架台) はり(リサイクル粉受けホッパ架台) 柱(リサイクル粉スクリーフイーダ) はり(リサイクル粉スクリーフイーダ)	
	ウランを取り扱う部位	リサイクル粉受けホッパ リサイクル粉末配管 ビンブレーカ ロータリバルブ(リサイクル粉受けホッパ(1)) リサイクル粉スクリーフイーダ	
	その他	取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ架台) 取付ボルト(リサイクル粉スクリーフイーダ) 取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ(1)) 取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ(2)) 窒素配管 逆止弁 オイルパン(ビンブレーカ) オイルパン(ロータリバルブ) オイルパン(リサイクル粉スクリーフイーダ)	

事業許可との対応：{90}, {91}

別表イ設-35 リサイクル粉受けホッパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
リサイクル粉受けホッパ(1) リサイクル粉受けホッパ(2)	主要な構造材	柱(リサイクル粉受けホッパ) 柱(リサイクル粉受けホッパ架台) はり(リサイクル粉受けホッパ架台) 柱(リサイクル粉スクリーフイーダ) はり(リサイクル粉スクリーフイーダ)	
	ウランを取り扱う部位	リサイクル粉受けホッパ リサイクル粉末配管 ビンプレーカ ロータリバルブ (リサイクル粉受けホッパ(1)) リサイクル粉スクリーフイーダ	
	その他	取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ架台) 取付ボルト(リサイクル粉スクリーフイーダ) 取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ(1)) 取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ(2)) 窒素配管 逆止弁 オイルパン(ビンプレーカ) オイルパン(ロータリバルブ) オイルパン(リサイクル粉スクリーフイーダ)	

事業許可との対応：{90}, {91}

		名称 図番		
	図番 図1配一気2 (2/8)	名称 工場棟 成型工場	縮尺:21A [644] (2)	縮尺:23A [644] (2)

<div style="border: 1px solid black; width: 95%; margin: 5px auto; height: 85%;"></div>	名称	気体廃棄設備 (2) 機器配置図 (3階) (1/6)	工場棟 成型工場
	図番	図卜配一気2 (3/8)	

階段室(1) → (6/6)による

<div style="position: absolute; top: 10px; left: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px;">階段室(1)</div> <div style="position: absolute; top: 500px; left: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px;">(6/6)による</div>	名称	気体廃棄設備(2) 機器配置図(3階)(1/6)	工場棟 成型工場
	図番	図卜配一気2(3/8)	